

○ 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一（第四条の二関係） 毒物</p> <p>一 アバメクチン及びこれを含有する製剤。ただし、アバメクチン 一・八%以下を含有するものを除く。</p> <p>一の二の三（略） 二の二十の三（略） 二十の四 S—メチル—N—「（メチルカルバモイル）—Oキシ」 —チオアセトイミデート（別名メトミル）及びこれを含有する製 剤。ただし、S—メチル—N—「（メチルカルバモイル）—Oキシ シ」—チオアセトイミデート四五%以下を含有するものを除く。 二十一～二十三（略）</p> <p>劇物</p> <p>一（略） 二 アバメクチン一・八%以下を含有する製剤</p> <p>二の二の四の二（略） 五 ニーイソプロピル—四—メチルピリミジル—六—ジエチルチオ ホスフェイト（別名ダイアジノン）及びこれを含有する製剤。た だし、ニーイソプロピル—四—メチルピリミジル—六—ジエチル チオホスフェイト五%（マイクロカプセル製剤にあつては、二五</p>	<p>別表第一（第四条の二関係） 毒物</p> <p>一の二の三（略） 二の二十の三（略） 二十一～二十三（略）</p> <p>劇物</p> <p>一（略） 二 削除</p> <p>二の二の四の二（略） 五 ニーイソプロピル—四—メチルピリミジル—六—ジエチルチオ ホスフェイト（別名ダイアジノン）及びこれを含有する製剤。た だし、ニーイソプロピル—四—メチルピリミジル—六—ジエチル チオホスフェイト三%（マイクロカプセル製剤にあつては、二五</p>

(%) 以下を含有するものを除く。

五の二〜十一の八 (略)

十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (76) (略)

(77) 三・四―ジクロロ―二―シアノー―二―チアゾール―五―

カルボキサニリド (別名イソチアニル) 及びこれを含有する製

剤

(78) (143) (略)

十二〜四十三の五 (略)

四十三の六 二・四・六・八―テトラメチル―一・三・五・七―テ

トラオキソカン (別名メタアルデヒド) 及びこれを含有する製剤

。ただし、二・四・六・八―テトラメチル―一・三・五・七―テ

トラオキソカン 〇% 以下を含有するものを除く。

四十四〜六十の七 (略)

六十の八 S―メチル―N―「(メチルカルバモイル)―オキシ」

―チオアセトイミデート (別名メトミル) 四五% 以下を含有する

製剤

六十一〜六十七 (略)

(%) 以下を含有するものを除く。

五の二〜十一の八 (略)

十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (76) (略)

(77) 三・四―ジクロロ―二―シアノー―二―チアゾール―五―

カルボキサニリド (別名イソチアニル) 及びこれを含有する製

剤

(78) (142) (略)

十二〜四十三の五 (略)

四十三の六 二・四・六・八―テトラメチル―一・三・五・七―テ

トラオキソカン (別名メタアルデヒド) 及びこれを含有する製剤

。ただし、二・四・六・八―テトラメチル―一・三・五・七―テ

トラオキソカン 〇% 以下を含有するものを除く。

四十四〜六十の七 (略)

六十の八 S―メチル―N―「(メチルカルバモイル)―オキシ」

―チオアセトイミデート (別名メトミル) 及びこれを含有する製

剤

六十一〜六十七 (略)